

日本司法支援センター平成26年度業務実績評価の概要

1 評価の方針

平成26年度からの第3期中期目標期間は、第2期中期目標期間に推進したサービスの質の向上、効率的かつ円滑な業務運営を維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図るとともに、高齢者・障害者等に対する援助の充実を推進することに重点が置かれている。その初年度である平成26年度については、このような取組が適切に行われたかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

平成26年度業務実績を総括的にみると、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

評価されるべき取組の例としては、①一般管理費及び事業費の削減が目標を大きく上回る水準で達成され、管理部門のスリム化についても取組がなされていること、②法教育について大規模なシンポジウムの開催や多数の講演会を実施するなど、本部及び全国の地方事務所が一体となって取り組み、広く全国に法教育に資する情報の普及を行ったこと等が挙げられる。

一方、改善されないままになっている課題の例としては、①常勤弁護士が未配置の地域が複数存在し、業務遂行のために必要な常勤弁護士の数の検証、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財産的な効果の把握も未了であること、②司法過疎対策業務の検討が途上であること、③各事業のセグメント情報について、分かりやすい決算情報の公表に関する取組が途上であること等が挙げられる。

支援センターが、これらの課題について問題意識を有し、解消に向けた工夫を行っていることは理解しているが、当評価委員会としては、支援センターにおいて更なる取組強化がなされることを期待を込めて引き続き注視していきたい。

3 今後の業務運営に向けた期待

福祉機関との連携等のアウトリーチ的手法を活用した高齢者・障がい者に対する援助の取組である司法ソーシャルワークは、今期中期目標期間から本格実施する項目であり、平成26年度は司法ソーシャルワーク地域連携推進本部を設置し、事業計画及び具体的目標を策定するなどしたことが認められるところ、平成27年度が実質的に取組の初年度となることから、課題としての重要性に鑑み、その推進に強く期待する。また、内部統制・ガバナンスの充実及び強化に関する取組について、昨年度に引き続き種々の方策を工夫し、ガバナンス強化の実を挙げることを期待する。